

共通特記仕様書 (R8. 4. 1 以降に契約を行う工事から適用)

○この共通特記仕様書は、全ての工事に適用します。 <目次>

第1	建設副産物について	2
第2	熱中症対策に資する現場管理費補正について	2
第3	熱中症対策・防寒対策に資する共通仮設費（現場環境改善費）について	2
第4	3次元計測技術の活用について	3
第5	建設現場一斉閉所の取組について	3
第6	工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	3
第7	遠隔臨場の実施について	3

第1 建設副産物について

(土木工事共通仕様書1-1-1-21、1-1-2-4)

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成が必要な工事については、受注者は「建設副産物情報交換システム」に入力するものとしているが、2025年5月以降は、これまでの「建設副産物情報交換システム」と「建設発生土情報交換システム」が一体化した、新しい情報サービスである「コブリス・プラス」に入力するものとする。

○コブリス・プラス HP <https://fkplus.jacic.or.jp/>

○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成が必要な工事

- ・建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無にかかわらず、請負代金額が100万円以上の工事
- ・建設発生土、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する工事
- ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する工事

第2 熱中症対策に資する現場管理費補正について

(主たる工種が屋内作業である工事、単価契約による工事及び営繕工事を除く)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行工事の対象とする。

(この現場管理費補正は、作業員個人に対する熱中症対策費用とする)

実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき行う。

○熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hyperthermia/d00208000.html>

第3 熱中症対策・防寒対策に資する共通仮設費（現場環境改善費）について

(単価契約による工事及び営繕工事を除く)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、妥当性を確認の上、変更時に積み上げ計上を行うので、受注者は熱中症対策・防寒対策を実施するまでに、具体的な内容、実施時期及び費用を発注者に提出するものとする。

なお、積み上げ計上できる額は、第2の現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上できる額の50%を上限とする。

港湾・漁港・海岸事業（主たる工種が土木工事標準積算基準書に基づかないもの）は、「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）」のとおりとする。

○熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082500/d00220644.html>

第4 3次元計測技術の活用について

受注者は ICT 活用工事の対象であるかどうかにかかわらず、出来形関係図書の作成にあたり、3次元計測技術を活用できるものとする。

なお、3次元計測技術を活用する場合は、国土交通省制定の最新の基準類に準拠するものとし、あらかじめ監督員と協議の上、活用する工種、技術名、適用基準等を明記すること。

また、上記により3次元計測技術を活用する場合、従来手法との二重管理は、別途費用を計上して実施する場合を除き原則不要とする。

○「ICTの全面的活用」を実施する上での要領関係等（国交省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第5 建設現場一斉閉所の取組について

（原則、すべての工事が対象。ただし、単価契約工事、災害その他避けることのできない事由によって臨時的必要がある工事（緊急の必要による随意契約工事）等を除く）

受注者は、近畿地方整備局管内で実施する建設現場一斉閉所（下記参照）の取組みについて、当該工事においても協力するものとする。また、監督員からの求めに応じ、実施状況等を監督員に速やかに報告するものとする。

記

実施日	毎月第2・第4土曜日
その他	毎月第2・第4土曜日が現場閉所できない場合でもペナルティはなし

第6 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象^{*}が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知（別紙様式）すること。

※国土交通省令で定める事象

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

第7 遠隔臨場の実施について

本工事は、受注者が遠隔臨場を希望した場合に、受注者の提案・協議により遠隔臨場実施工事の対象とすることができる。

遠隔臨場については、「土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」による。

○土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、Webカメラ等とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場実施工事の監督・検査

遠隔臨場を実施する工事については、監督員及び検査員は『土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）』の内容に従い、受注者が要領に基づき実施する内容を、監督・検査する。

3. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件（通信障害、悪天候等）により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『土木工事における建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』別表 1～3 を参考とすること。

4. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

受注者がWebカメラ等により取得した映像と音声を用いて、Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に要するWebカメラ等やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況などにより遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

実施アンケート様式

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/enkaku/d00221079.html>

(5) 費用

遠隔臨場を実施するにあたり必要とする費用については、変更契約時に技術管理費に積上げ計上する。

(6) その他

受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。